

平成23年 第3回

仁木町議会臨時会会議録

開 会 平成23年5月31日

閉 会 平成23年5月31日

仁 木 町 議 会

## 平成23年第3回仁木町議会臨時会議事日程

---

- ◆日 時 平成23年5月31日（火曜日）午前10時30分 開会  
◆場 所 仁木町役場 3階議場
- 

### ◆議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議会運営委員会委員長報告  
日程第3 会期の決定  
日程第4 諸般の報告  
日程第5 行政報告  
日程第6 承認第1号 専決処分事項の承認について  
平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）  
日程第7 議案第1号 仁木町税条例の一部を改正する条例制定について  
日程第8 議案第2号 平成23年度ぎんれい36建設工事（A棟）（建築主体工事）請負契約締結について  
日程第9 議案第3号 平成23年度ぎんれい36建設工事（A棟）（機械設備工事）請負契約締結について

平成23年第3回仁木町議会臨時会会議録

開 会 平成23年 5月31日 閉 会 平成23年 5月31日

議 長 山 下 敏 二 副 議 長 吉 川 純 一

出席議員（8名）

1 番 水 田 正 2 番 林 正 一 4 番 上 村 智恵子  
 5 番 葛 間 俣 6 番 木 田 紘 一 7 番 佐 坂 秀 樹  
 8 番 吉 川 純 一 9 番 山 下 敏 二

欠席議員（1名）

3 番 横 関 一 雄

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町	長	三 浦 敏 幸	教育委員会委員長	高 木 僚 一
副 町	長	吉 本 潔	教 育 長	原 田 修
総 務 課	長	角 谷 義 幸	教 育 次 長	戸 嶋 新 二
財 政 課	長	西 條 廣 幸	監 査 委 員	中 西 勇
会 計 管 理 者		藤 原 聡		
企 画 課	長	鈴 木 昌 裕		
住 民 課	長	門 脇 吉 春		
ほ け ん 課	長	土 井 幸 夫		
農 政 課	長	川 北 享		
建 設 課	長	林 典 克		

議会事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 岩 井 秋 男  
 議 事 係 主 任 本 多 弘 一

## 開 会 午前10時30分

---

○議長（山下敏二）おはようございます。定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。  
只今の出席議員は、8名です。横関議員より欠席する旨の届け出がありました。  
定足数に達していますので、只今から平成23年第3回仁木町議会臨時会を開会します。  
これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山下敏二）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。  
本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第116条の規定により、議長より指名します。  
5番・葛間君、6番・木田君をお願いします。

---

### 日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長（山下敏二）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。  
本件について、委員長の報告を求めます。葛間委員長。

○議会運営委員会委員長（葛間 俣）皆さん、おはようございます。  
それでは、只今から私の方からですね、議会運営委員会決定事項について、説明をいたします。  
議会運営委員会開催日は、本日、5月31日9時30分。場所につきましては、委員会室でございます。調査事項につきましては、平成23年第3回仁木町議会臨時会の会期日程等議会運営に関する事項でございます。  
議会運営委員会決定事項につきまして、説明いたします。付議事件について。本臨時会には承認1件、専決処分、平成23年度一般会計。議案3件、条例改正1件、税条例。請負契約2件、ぎんれい36建設主体・機械設備でございます。以上4件が付議されております。  
議事進行について、説明をいたします。日程第5までは、これまでと同様に進めます。日程第6、専決処分、承認第1号『平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）』、即決審議でお願いをいたしたいと思っております。  
次に、日程第7、条例改正。議案第1号『仁木町税条例の一部を改正する条例制定について』、即決審議でお願いをいたしたいと思っております。  
次に、日程第8、第9、請負契約でございます。議案第2号『平成23年度ぎんれい36建設工事（A棟）（建築主体工事）請負契約締結について』、議案第3号『平成23年度ぎんれい36建設工事（A棟）（機械設備工事）請負契約締結について』、いずれも即決審議でお願いをいたしたいと思っております。  
次に、会期でございます。本日5月31日。閉会が5月31日、1日限りといたしたいと思っております。なお、当面する事項については、別紙のとおりでございますので、後程ご高覧をいただきたいと思っております。以上で、報告を終わります。

○議長（山下敏二）委員長の報告が終わりました。  
委員長報告のとおり、議事を取り進めることにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

---

### 日程第3 会期の決定

○議長（山下敏二）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日、5月31日の1日限りにしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日5月31日の1日限りとすることに決定しました。

---

### 日程第4 諸般の報告

○議長（山下敏二）日程第4『諸般の報告』を行います。

本臨時会に地方自治法第121条の規定に基づき、説明員として出席を求めた者は、お手元に配布のとおりです。監査委員から例月出納検査報告書、平成23年度第2回が提出されております。内容は、お手元に配布のとおりです。

次に、平成23年第2回臨時会以降の議長の活動報告を印刷し、お手元に配布をしておりますので、後程ご高覧願います。

5月19日、倶知安町のホテル第一会館において、後志町村議会議長会の臨時総会が開催され、出席をしましてまいりました。総会では、平成22年度の事業報告並びに歳入歳出決算についての審議を行い、満場一致で承認となりました。更に、4月に行われた統一地方選挙における町村議会議員の選挙により、5名の町村議会議長が交代となり、これに伴う議長会役員の改選が行われました。選挙の結果、新しい会長には井田共和町議会議長が就任され、鈴木蘭越町議会議長と私が副会長に就任いたしました。もとより微力ではありますが、副会長として後志管内町村議会の連携と円滑な議長会運営に努める次第であります。各町村議会との連携にあたっては、議員各位の格別なるご高配をお願いするものであります。なお、臨時総会における会議資料等は、議会事務局に復命書を提出しておりますので、必要な方は後程ご高覧願います。以上で、私の諸般の報告を終わります。

---

### 日程第5 行政報告

○議長（山下敏二）日程第5『行政報告』を行います。

三浦町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）皆さん、おはようございます。

平成23年第3回仁木町議会臨時会の開催にあたり、行政報告の前に一言ご挨拶申し上げます。

山下議長、吉川副議長、議員の皆様方におかれましては、農繁期等を迎え、何かとご多用のところ、本年第3回目となります臨時会を開催いただき、誠にありがとうございます。また、中西代表監査委員のご出席も賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、3月11日発生の東日本大震災からあと10日ほどで3か月を迎えようとしております。警察庁発表の昨日までの死者数は、1万5270人。行方不明者数は、8499人。避難者数は、10万2273人となっております。心からのご冥福とお見舞いを申し上げます。地震や津波によるがれきの撤去作業も思うように進んでいないようであり、

未曾有の大震災の爪痕は、いつ終息できるのか未知数であります。加えて、福島原発の事故による放射能汚染は止まることを知らず、その対策に国をはじめ、東京電力等の関係者が相当苦慮しているとの報道が連日なされており、とりわけ原発事故では、安全・清潔・ハイテクなど海外から見た日本の良いイメージは放射能汚染という黒雲でまるで見えなくなってしまう、日本ブランドが完全に落ち込んだ、日本料理もイメージダウンしたなどとの酷評が新聞に掲載されておりました。泊原発と近接する本町にとりましても、このたびの福島での事故は他人事とは思えません。国策として政府が中心となり推進してきた原子力政策の再考と更なる安全基準の厳格化、場合によっては原子炉の停止にも踏み込んだ対応策が必要になるかもしれません。原発は絶対安全であるとの神話が崩れた今、私は町民の安全・安心で快適な生活確保のため、北海道や後志管内の全町村と力を合わせ、国をはじめとする関係機関に対し、より強固な姿勢で臨む所存であります。なお、先日北海道電力株式会社と高橋北海道知事に要請した内容等は、この後の行政報告の中で申し上げたいと存じます。先ほどの議運でも申し上げましたが、ようやく初夏の気配を感じる季節となりました。春先からの低温が農作業にも相当影響し、例年に比べ、約1週間程度作業が遅れているようです。町中を見渡しますと、りんごやさくらんぼの花も満開となり、仁木町らしい花一色の景色に安堵感を覚えるとともに、このまま温暖な天候が適度に続き、昨年を挽回する豊作であってほしいと心から願う次第であります。さて、今臨時会には、葛間議会運営委員会委員長からご説明いただきましたとおり、承認案件1件、議案3件、計4件を提出させていただきました。格別のご審議を賜り、ご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。平成23年第3回仁木町議会臨時会の開会にあたってのご挨拶いたします。

それでは、行政報告を行います。はじめに、後志総合開発期成会について申し上げます。後志総合開発期成会の平成23年度定期総会が、5月27日に倶知安町のホテル第一会館で開催されました。総会には神後志総合振興局長、小樽・後志選出の北海道議会議員が来賓として出席され、挨拶をいただきました。その後、議事に入り、平成22年度の期成会事業報告及び歳入歳出予算・決算等を承認後、役員改選があり、会長には後志町村会長の宮谷内蘭越町長が再任されました。私は、引き続き2年間理事を務めることとなりました。

さらに、平成23年度の事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）が可決された後、各部会ごとに分かれ、後志管内における平成24年度予算に向けた提言・要望事項を決定いたしました。その内容は、豊かで活力ある農山村地域の形成をはじめとする6分野41項目102事業で、このうち、仁木町の直接要望事項は、一般国道5号の交通安全対策（仁木市街地、大江地区）、道道の整備（仁木赤井川線、然別～古平線）、広域河川改修（余市川）、公営住宅整備、簡易水道施設整備、北海道横断自動車道の早期建設（小樽～余市間、余市～黒松内間）、北海道新幹線の建設促進（新函館～札幌間）、テレビ中継地上局デジタル化への制度拡充、防災行政無線の整備に対する助成の9事業であります。

なお、私は、引き続き農林部会の部会長に選任されております。今後、6月24日に管内の各議長・首長で、札幌段階の要望活動を実施し、北海道開発局、北海道庁、北海道議会議長をはじめとする後志・小樽選出の北海道議会議員、鉢呂衆議院議員・民主党第4区総支部、小樽開発建設部及び後志総合振興局に対し、要望内容の説明を行うこととしております。また、7月中旬には、中央におきまして、民主党陳情要請対応本部（幹事長室）及び各省庁政務三役並びに北海道選出の衆参国會議員をはじめ、新幹線・高速道路に関係する国會議員に対しまして早期実現を要望する予定であります。

次に、4月28日以降の東日本大震災関連について申し上げます。今回の東日本大震災の被災地に対する支援を行うため、仁木町におきましては、日本赤十字社及び社会福祉協議会を通じての義援金や町民・企業の皆様から

の支援物資を受付し、多くの善意をいただきました。義援金募金につきましては、5月30日現在、日赤仁木町分区（事務局：住民課社会福祉係）まとめて、個人44件、団体24件及び仁木町役場庁舎内の募金箱を合わせ、439万5379円となっております。なお、第2回仁木町議会臨時会でご決定いただきました仁木町の義援金200万円につきましては、他の募金分と合わせ、5月17日に日本赤十字社へ送金しております。また、社会福祉協議会では、同日現在、9万3842円となっております。今後におきましても、引き続き関係窓口で9月30日まで取り組んでまいります。

被災者の受入施設として、町営住宅コスモス30A棟1戸（1LDK）を北海道の対策本部に登録しておりましたが、5月6日の時点で申込みがありませんでしたので、現在、一般入居者の募集を行っております。

東日本大震災で国内過去最大の地震と津波によって引き起こされた福島第一原発の事故に関連して、後志町村会は、5月11日に安全性の確保・説明責任・風評被害の防止などを記載した、泊発電所の安全性の確保に関する要望書を北海道と北海道電力に提出し、要請してまいりました。今後におきましても、後志管内の広域的な取り組みとして、北海道や国に対し、原発事故を含む防災計画の見直しを求めていくこととしております。

次に、ふれあい遊トピア公園パークゴルフ場について申し上げます。今シーズンのパークゴルフ場につきましては、A及びBコースが4月24日に、Dコースが4月29日にそれぞれオープンいたしました。昨年改修したCコースにつきましては、今冬の大雪の影響により雪融けが大幅に遅れたことに加え、融水や土砂の流入により、1ホールを変更し、仮ホールとして整備のうえ、明日、6月1日にオープンすることといたしました。この間、町では、指定管理者である株式会社北海道名販及び関係団体である仁木町パークゴルフ協会とにおいて、コース内各ホールの現状や芝の状況などについて現地で確認するなど、オープンに向けた協議を重ねてきたところであります。Cコースのオープンが遅れたことにより、町民の皆様をはじめ、日頃ご利用いただいております多くの皆様方にご迷惑をお掛けいたしました。今後におきましても、より良いコース管理と運営に向けて、指定管理者、仁木町パークゴルフ協会との連携を密にしていまいります。

以上であります。別途お手元には入札結果一覧表（議案第2号・第3号関連）を配布しておりますので、後程ご高覧願います。以上で、行政報告を終わります。

○議長（山下敏二）三浦町長の行政報告が終わりました。

これで、行政報告を終わります。

## 日程第6 承認第1号 専決処分事項の承認について

### 平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）

○議長（山下敏二）日程第6、承認第1号『専決処分事項の承認について・平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、承認の第1号でございます。専決処分事項の承認について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。平成23年5月31日提出、仁木町長 三浦敏幸。記。平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）でございます。

続きまして、専決処分書でございます。平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことがあきらかであるので、地方自治

法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成23年5月31日、仁木町長 三浦敏幸。

平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）。平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万6000円を追加いたしまして、予算の総額を33億7736万5000円としたものでございます。2項といたしましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表で表しているというものでございます。平成23年4月28日に専決しているものでございます。仁木町長 三浦敏幸。

なお、詳細につきましては、西條財政課長より説明申し上げますので、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山下敏二）西條財政課長。

○財政課長（西條廣幸）承認第1号『平成23年度一般会計補正予算（専決第1号）』について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。18款. 繰入金、1項. 基金繰入金に5万6000円を追加いたしまして、補正後の歳入合計額を33億7736万5000円とするものでございます。

次に2ページ、歳出でございます。2款. 総務費、1項. 総務管理費に5万6000円を追加いたしまして、補正後の歳出合計額を33億7736万5000円とするものでございます。

次に3ページ、事項別明細書、歳入でございます。1款. 町税から21款. 町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に4ページ、歳出でございます。1款. 議会費から14款. 予備費まで、すべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳でございますが、すべて一般財源5万6000円の増でございます。

次に5ページ、歳入でございます。18款. 繰入金、1項. 基金繰入金、1目. 財政調整基金繰入金につきましては、これは光ファイバーケーブルの移設工事に伴いまして、5万6000円を増額補正するものでございます。

次に一番最後のページ、7ページ、歳出でございます。2款. 総務費、1項. 総務管理費、5目. 企画費、15節. 工事請負費、電柱補強等工事につきましては、これは地域イントラネット基盤整備事業で敷設いたしました光ファイバーケーブルの移設工事でございます。4月14日付けで北海道電力株式会社が所有する電柱の建て替えに伴いまして、本町所有の光ケーブルを移設するようにとの通知がございましたので、建替完了した北電柱に2基、光ケーブル移設工事を行うものでございます。移設場所につきましては、大江2丁目・大原倫夫宅前と大原宅から仁木本町へ向かって100m付近の2基でございます。工事請負費5万6000円の補正でございます。以上で、説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。木田君。

○6番（木田紘一）6番、木田です。今の議案について、ちょっと確認したいんですけども、今電柱の関係ですけれども、大江というふうに伺ったんですけども、これを光ファイバーを引っ張る関係だと思いますが、これをやることによって、光ファイバーの供用範囲が本町でどのように変わってきたのか。または、拡大されるのか。その辺あれだったらお聞きしたいと思います。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）只今のこの光ファイバーケーブルの関係について、供用範囲がどのように変わるかというご質問でございますが、今回上程しております予算につきましては、仁木町内の公共施設を結ぶネットワーク、

いわゆる町が設置いたしました地域イントラネットの関係でございます、一般のご家庭で利用するインターネットとは違うということをご理解をいただければというふうに思います。説明は、以上でございます。

○議長（山下敏二）よろしいですか。

○6番（木田紘一）はい。

○議長（山下敏二）他に、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第1号『専決処分事項の承認について・平成22年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第1号『専決処分事項の承認について・平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）』は、承認することに決定しました。

---

## 日程第7 議案第1号

### 仁木町税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（山下敏二）日程第7、議案第1号『仁木町税条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の第1号でございます。仁木町税条例の一部を改正する条例制定について。仁木町税条例（昭和29年仁木町条例第9号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成23年5月31日提出、仁木町長 三浦敏幸。

本条例改正案につきましては、この後、西條財政課長より詳細について説明申し上げますので、ご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山下敏二）西條財政課長。

○財政課長（西條廣幸）議案第1号『仁木町税条例の一部を改正する条例制定について』、ご説明申し上げます。

仁木町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第30号）また、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第113号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成23年総務省令第44号）が平成23年4月27日にそれぞれ公布されたことに伴いまして、本町税条例におきましても、所要の改正を行うものでございます。この改正につきましては、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図るための税法上の緊急対応措置でございます。主な内容について、申し上げます。個人町民税関係につきましては、1点目といたしまして、個人町民税における雑損控除の特例でございます。東日本大震災により、住宅や家財等について生じた損失について、その損失額を平成22年分の総所得金額等から雑損控除として控除できる改正でございます。2点目といたしまして、個人町民税における住宅借入金等特別税額控除の適用期間にかか

る特例でございます。住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が、東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合においても控除対象期間の残りの期間について、引き続き住宅借入金等特別税額控除を適用することができる改正でございます。次に、固定資産税につきましては、被災住宅用地の特例でございます。東日本大震災により滅失した、または、損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で、平成23年度分の固定資産税について、住宅用地特例の適用を受けたもののうち、家屋、または、構築物の敷地の要に供されている土地以外の土地につきまして、町長が認める場合には平成24年度から平成33年度までの固定資産税について、当該土地を住宅用地とみなす特例措置でございます。この改正につきましては、被災区域内の土地にかかる特例のため、本町の固定資産税は該当しないものでございます。

次に新旧対照表、1ページをお開き願います。右側が現行、左側は改正案となっております。附則第22条につきましては、東日本大震災にかかる雑損控除額等の特例でございます。東日本大震災により、住宅や家財等について生じた損失について、その損失額を平成22年分の総所得金額等から雑損控除として控除できる改正でございます。これは、平成23年度の個人町民税について適用可能となります。

次に、2ページの下段でございます。附則第23条につきましては、東日本大震災にかかる住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例でございます。住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が、東日本大震災により居住の用に供することができなかった場合においても控除対象期間の残りの期間について、引き続き住宅借入金等特別税額控除を適用することができる改正でございます。これによりまして、平成25年度分町民税以降の残存期間の継続適用が可能となります。

次に、3ページでございます。下段でございます。第24条につきましては、東日本大震災にかかる固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等でございます。被災住宅用地の特例でございます。東日本大震災により滅失、または、損壊した家屋、被災家屋の敷地の用に供されていた土地、被災住宅用地でございまして、平成23年度分の固定資産税について、住宅用地特例の適用を受けたもののうち、家屋、または、構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地につきまして、町長が認める場合には平成24年度から平成33年度までの固定資産税について、当該土地を住宅用地とみなす特例措置でございます。住宅用地とみなされた場合には、固定資産税の軽減がされるものでございます。平成23年分の固定資産税についても適用可能となりますが、この改正につきましては、被災区域内の土地にかかる特例のため、本町の固定資産税は該当しないものでございます。以上で、説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第1号『仁木町税条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第1号『仁木町税条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第8 議案第2号

### 平成23年度ぎんれい36建設工事(A棟)(建築主体工事)請負契約締結について

○議長（山下敏二）日程第8、議案第2号『平成23年度ぎんれい36建設工事（A棟）（建築主体工事）請負契約締結について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の第2号でございます。平成23年度ぎんれい36建設工事（A棟）（建築主体工事）請負契約締結について。平成23年度ぎんれい36建設工事（A棟）（建築主体工事）請負契約を次のとおり締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年仁木町条例第11号）第2条の規定により、議会の議決を求める。平成23年5月31日提出、仁木町長 三浦敏幸。記。1. 契約の相手方、札幌市中央区北1条西3丁目3番地、三井住友建設株式会社北海道支店、専務執行役員支店長 織田光雄。2. 契約金額、2億3310万円（内消費税及び地方消費税分1110万円）。3. 工期、自 平成23年6月1日、至 平成24年2月29日。以上でございます。

なお、詳細につきましては、林 建設課長より説明申し上げますので、ご審議の上ご決定賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（山下敏二）林 建設課長。

○建設課長（林 典克）議案第2号『平成23年度ぎんれい36建設工事（A棟）（建築主体工事）請負契約締結について』、ご説明いたします。

工事請負の契約につきましては、予定価格が5000万円以上となる場合は、議会の議決に付さなければならないことから、本工事の予定価格が5000万円以上となっておりますので、今臨時会において上程しております。

工事内容につきましては、鉄筋コンクリート造り、2階建て、延べ面積1990㎡となっております。1LDK5戸、2LDK10戸、3LDK5戸の計20戸及び集会室1か所を建設する工事となっております。なお、入居対象者につきましては、現在、銀山中央団地に入居されている方を対象としております。

お手元の入札結果一覧表をご覧ください。指名業者につきましては、阿部・近藤・岩井・塩島経常建設共同企業体、伊藤・赤石経常建設共同企業体、岩倉・庄木経常建設共同企業体、佐藤工業株式会社札幌支店、新太平洋・松浦経常建設共同企業体、株式会社泰進建設、株式会社田中組、戸田建設株式会社札幌支店、株式会社中山組、三井住友建設株式会社北海道支店の4経常建設共同企業体と単体業者6社の計10社を指名しておりましたが、5月19日に戸田建設株式会社札幌支店より入札辞退の申し出があったため、9社により5月24日午前10時から入札を執行しております。入札結果につきましては、第1回目の入札において、三井住友建設株式会社北海道支店が落札をしております。落札金額につきましては2億2200万でありまして、この金額は予定価格2億7600万円に対して80.43%の額となっております。予定工期につきましては、平成23年6月1日から平成24年2月29日までとなっております。以上で、説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。佐坂君。

○7番（佐坂秀樹）今説明のありましたその10社が提示されたその中で競争入札が行われたと、1社は辞退した

ということでありますが、この10社を指定したという法的、何か理由というものはあるのでしょうか。もしあれば、説明願いたいと思います。

○議長（山下敏二）林 建設課長。

○建設課長（林 典克）入札につきましては、指名競争入札につきましては5社以上ですね、指名して入札を行うということで、規則で決まっておりますので、一応この10社につきましては、営業実績、指名実績、請負実績等を加味しまして、決定しております。以上であります。

○議長（山下敏二）よろしいですか。

○7番（佐坂秀樹）はい。

○議長（山下敏二）他に、質疑ありませんか。葛間君。

○5番（葛間 俣）5番、葛間。今、説明を受けましてですね、落札率が80.4%でこれは非常に低い、今まで私もこう関わってきた、議員として関わってきた、非常に低い、これは良いことだなというふうに今考えております。ただ、この会社についてはですね、私よくわかりませんでしたけれども、東京の方だろうと思うんですけども、指名停止を食らっているという、言い方悪いですけども、指名停止を受けているというような話を実は漏れ承ったわけです。私の知っている限りでは、北海道ではそういうことは、新聞・テレビではそういうことは考えてなかったものですから、そういうことについてどうなんだということがございましてですね、実際にそういうことが本社の方であったのかどうか。そういうことがあったということで、本町ではそのことについて、どういうふうに理解をして、この指名に入ったのかどうか。その辺の経過があれば説明していただきたいと思えます。

○議長（山下敏二）吉本副町長。

○副町長（吉本 潔）只今の葛間議員の質問でございましてけれども、私、仁木町の入札参加選考委員会、それから仁木町建設工事等の入札参加者指名停止審査委員会という部分の委員長をしておりますので、その立場から、私の方から本提出議案の今の質問に関し、入札経過等も含めご説明をいたしたいと思えます。まず、本件につきましてはですね、先程、林建設課長から言いましたとおり、4月26日に入札参加者選考委員会を開催し、別途、先程お配りしてございます入札結果一覧表に記載のとおり、4JV・6単体の10社を指名選考してございます。

5月2日に指名競争入札の執行通知を行いまして、5月24日に入札を執行し、1回目の入札で三井住友建設株式会社北海道支店が税込みで2億3310万円で落札をしたものでございます。今、議員仰せのとおり、入札日の翌日の25日にですね、仁木建設協会の方から情報提供がございました。議員言った部分の内容で三井住友建設株式会社中部支店というところがございます。これは名古屋にございますが、第2東名高速道路建設に関わって火薬類の取締法違反で告発をされたと、その部分で発注をした会社、民間企業でございますが中日本高速道路株式会社から業務に関して不正又は不誠実な行為とし、工事調査等の請負契約の相手方として不相当であるとして、本年の4月7日から10月6日までの6か月間の資格登録停止措置を受けてございます。資格登録停止措置ですので、通常指名停止という部分でございますが、というものを受けてございます。これにつきましては、名古屋支社と金沢支社管内の部分で、それ以外の地区の部分に関して、北海道も含めまして資格停止措置というのはございません。この情報提供を受けましてですね、町では調査が後先となりましたが、27日の金曜日に出納管理者、議会議務局長を除く管理職組織の、先程申し上げました仁木町建設工事等入札参加者指名停止審査委員会を開催し、調査・審議を行いました。まず、本件でございましてけれども、本件の火薬取締法違反に伴う国、国土交通省等及び道の指名停止措置は、今のところ行われていないという部分でございまして。それと、過去の先程言いました町

の委員会では、道の停止期間や過去の同様の要件における停止期間等を参考に町の指名停止基準に基づき決定をしてございます。過去、平成15年、18年、20年と3回開催してございますが、近年ではない状況でございました。違法等がわかったときにですね、調査・審議を行ってございまして、遡及適用といいますか、追認はしないという部分でございます。後でわかったからと言って、後でまたそれを指名停止することはしないという部分でございます。これは意見等が出ましてですね、事前に指名停止審査委員会を開催していても、指名停止までには至らなかったとの結論にこの委員会では至りました。なお、本件工事の入札参加者の選考にあたってはですね、所管課の建設課において新聞報道、道のインターネットで情報収集し、指名停止業者の把握を行っておりまして、仁木町の指名競争入札参加者資格者名簿に登録された者で、道の指名停止を受けている業者がいたならばですね、この入札参加者選考委員会開催時において、内容等の説明を受けて指名の選考外にしているという状況でございます。今回はそういう業者がいなかったという部分でございます。今回の情報提供はですね、恠性に流されず、よく調査をなささいという警笛を鳴らしていただいたものと町では受け止めてございまして、感謝しているところでございます。今後は、今まで以上にですね、新聞報道、それからインターネットを利活用して、情報収集に務め、議員の皆さんにご心配・ご心労をかけないように、適正な指名競争入札の執行を図ってまいりたく考えてございます。また、議員の皆様にもですね、種々指名停止業者等の情報が入手されましたなら、町の方にお知らせいただきたく願います。以上でございます。

○議長（山下敏二）葛間君。

○5番（葛間 俣）今の説明でだいたい理解いたしました。なぜ私こういう質問をするかということは、おそらくこの入札で負けた業者の方からですね、こんな噂が出ているのかなということで、町民の一部の人からでございますけれども聞いてですね、そういうところから出ているのかなということで、私はその人について、その業者ではございませんけれども、一般の方ですからよく町の方にですね、聞いて、そして伝えましょうと、こういう話をしているんで質問をしているわけなんです。私も今、副町長から説明ありましたようにですね、決して間違っているようなことはないだろうと、適正にしているだろうと。ただ、まだ私自体はですね、法的な問題なんかも十分理解をしていませんから、そういう面についてよく町長から聞いて、それからお答えをしましょうということでございます。ですから、今言ったように十分精査をして、そして決定をしたということでございますから、今後もこうやっぱり町民の中からも疑念を抱かれている問題が出てくるとすれば、やはり問題だということもあるんで、この辺についてはこれからですね、しっかりしていただきたいと思っておりますけれども、その点についていかがでしょうか。

○議長（山下敏二）吉本副町長。

○副町長（吉本 潔）入札に関わっては、大小に関わらず入札前、入札後といろいろな情報が流れてまいります。それに惑わされずといいますか、的確な情報を捉えて今後とも適正な入札執行にあたっていきたくとそのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（山下敏二）よろしいですか。

○5番（葛間 俣）はい。

○議長（山下敏二）他に、質疑ありませんか。水田君。

○1番（水田 正）1番、水田です。只今の入札関係で、もうちょっと1点お聞かせ願いたいと思っておりますけれども、只今の三井住友建設株式会社の件について説明がございましたけれども、このことについて過去に結構そういった判例というか、実例があったと思うんですけれども、そのことについて道の方のあたりではどのような対

応をされて、そのことが町村関係に情報として提供されておられるのかどうか。その辺ちょっとわかりましたら、お知らせ願いたいと思います。

○議長（山下敏二）林 建設課長。

○建設課長（林 典克）指名停止の業者につきましては、担当課としては新聞報道及び道のホームページに指名停止の業者の一覧表がありますので、それを工事の発注前にですね、確認しまして、そこに業者等の名前が掲載されている場合は、指名入札委員会の質疑の中で説明いたしまして、選考外としております。あと、道の方もですね、全国的に指名停止されている業者がですね、わかるわけではないということでありまして、国土交通省から逐次情報が入りまして、それを基にですね、北海道としても指名停止にするかしないかを審議して、指名停止にした場合はインターネット等にですね、掲載してですね、全道の各町村が確認できるように掲載をしているということでありまして。以上でございます。

○議長（山下敏二）水田君。

○1番（水田 正）なかなか情報も、なかなか入手しづらい部分もあると思いますけれども、これ今回非常に80.43%というのは、私は非常に低い入札価格だなと。近年にない数字でこう入札されているということでございます。そういったことでは、町にとっても非常にありがたいことだったとは思いますが、ただここですね、これ北海道支店ということになっておりますけれども、もちろん支店だけ何かいろいろなことが生じた場合にですね、これ支店だけで対応が本当にできるのかどうかね、最終的なこの責任というのはやはりその本店が丸となってですね、これ受けられるようになるのかどうか。その辺の対応ですね、本当に道の支店だけで十分対応できる部分なのかね。私は、本店と支店というのは一体のものだというふうに、私は理解しておりますけれども、そういった中では共通な部分でですね、しっかり対応してもらえるかどうかということ。その場合に、本店の方で処分を受けておられるその会社がですね、支店ではないということだけでそれが良いのかどうか。その辺の解釈ね、どうなのか。今までの判例でいいますと、例えば道で2年間指名停止を受けられている会社が、例えば札幌市では何か月の間で、その道が指名停止をされとる中ででもですね、その6か月とか8か月の中でその札幌市が指名してやっておられるという判例もあるように私は聞いておりますけれども、各町村あるいは道なり、国なりね、そういった部分のその指名停止期間内の取り扱い方法だとか行政としての考え方というのは、どのようにおさえておられるのか。その辺ちょっとわかりましたら、ちょっとご答弁願いたいと思います。

○議長（山下敏二）吉本副町長。

○副町長（吉本 潔）低い入札価格だと、そういうことで支店と契約をして不安、不安といいますかどうなのかという部分でございますけれども、あくまでも会社としては三井住友建設株式会社でございます。ただ、その株式会社が指名願ひ等登録、町の方に出すときに委任という形ですべて契約の関係も北海道支店、ここですと北海道支店の方と契約としてくださいと、そういう年間委任状というのが出てございます。その関係で北海道支店との契約、それから北海道支店の支店長さんが入札執行する。また、北海道支店ですと、職員に委任状を出して入札させる、そういうふうな形でございます。最終的には本社の方とすべて繋がっていくものと考えてございます。それで停止の部分でございますか、指名停止の部分はどのようになっているかという部分でございますが、札幌市なり北海道はそれぞれ委員会を設けてございます。町でおきますと、先程言いましたとおり、仁木町におきましても指名停止の審査委員会を設けてございますが、町村では置かないで、その前段の入札参加者選考委員会のところで情報を得ましたら、例えば北海道で指名停止をしている、札幌市が指名停止をしているとなりましたら、その段階で町の指名業者から外すという措置が執られているところでございます。仁木町の方も、平

成15年にこの停止委員会を設置してございます。その15年というのは、職員の住宅の詐取の部分での関係で、地元の業者の処分と申しますか、その関係で指名停止委員会を設置したというふうになってございまして、置いてる町村、置いていない町村それぞれあるようでございます。町としては、町に関係あると申しますか、町の業者等々に関しましては、指名停止審査委員会等も開いて決定をしなければならないと思っておりますが、今のところは先程申し上げましたとおり、入札参加者選考委員会の方で指名停止等の処分を受けていけば、選考外にするということで動いている状況でございます。以上です。

○議長（山下敏二）よろしいですか。

○1番（水田 正）はい。

○議長（山下敏二）他に、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第2号『平成23年度ぎんれい36建設工事（A棟）（建築主体工事）請負契約締結について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第2号『平成23年度ぎんれい36建設工事（A棟）（建築主体工事）請負契約締結について』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第9 議案第3号

### 平成23年度ぎんれい36建設工事（A棟）（機械設備工事）請負契約締結について

○議長（山下敏二）日程第9、議案第3号『平成23年度ぎんれい36建設工事（A棟）（機械設備工事）請負契約締結について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の3号でございます。平成23年度ぎんれい36建設工事（A棟）（機械設備工事）請負契約締結について。平成23年度ぎんれい36建設工事（A棟）（機械設備工事）請負契約を次のとおり締結したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年仁木町条例第11号）第2条の規定により、議会の議決を求める。平成23年5月31日提出、仁木町長 三浦敏幸。1. 契約の相手方、山吹・堀川経常建設共同企業体 代表者 小樽市入船5丁目24番7号 山吹商工株式会社 代表取締役 山吹啓之。2. 契約金額、6153万円、内消費税及び地方消費税分として293万円でございます。3. 工期でございますが、自 平成23年6月1日から至 平成24年2月29日までとなっているものでございます。

なお、詳細につきましては、林 建設課長から説明申し上げますので、ご審議の上ご決定賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（山下敏二）林 建設課長。

○建設課長（林 典克）議案第3号『平成23年度ぎんれい36建設工事（A棟）（機械設備工事）請負契約締結について』、ご説明いたします。

工事請負の契約につきましては、予定価格が5000万円以上となる場合は、議会の議決に付きなければならないことから、本工事の予定価格が5000万円以上となっておりますので、今臨時会において上程しております。主な工事内容につきましては、屋内屋外の給排水設備工事、衛生器具設備工事、換気設備工事、浄化槽設備工事となっております。お手元の入札結果一覧表をご覧ください。指名業者につきましては、池田煖房工業株式会社、恒完工業株式会社、新日本空調株式会社北海道支店、株式会社ダンテック、株式会社丸コ組、山吹・堀川経常建設共同企業体の1経常建設共同企業体と単体業者5社の6社を指名しまして、5月24日午前10時20分から入札を執行しております。入札結果につきましては、第1回目入札において、山吹・堀川経常建設共同企業体が落札しております。落札金額につきましては5860万円でありまして、この金額は予定価格6390万円に対しまして91.71%の額となっております。予定工期につきましては、平成23年6月1日から平成24年2月29日までとなっております。以上で、説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第3号『平成23年度ぎんれい36建設工事（A棟）（機械設備工事）請負契約締結について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第3号『平成23年度ぎんれい36建設工事（A棟）（機械設備工事）請負契約締結について』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

**休 憩 午前11時33分**

**再 開 午前11時34分**

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

三浦町長から、発言の申し出がありますので、これを許します。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）山下議長のお取り計らいにより、発言の機会を賜り、誠にありがとうございます。平成23年第3回仁木町議会臨時会の閉会にあたり、一言御礼を申し上げます。

本臨時会に提案いたしました案件につきましては、議員各位の格別のご審議の下、すべて提案どおりご承認・ご可決を賜り、衷心より感謝と御礼を申し上げます。

行政報告でも申し上げましたが、去る3月11日発生の東日本大震災からあと10日ほどで3か月を迎えます。未だ災害報道は途切れることがありません。まさに国中を震撼させる未曾有の災害であったと実感せずにはられません。改めまして、災害地の1日も早い復旧復興のため、町としてできる限りの協力をしてまいり所存であります。

本日決定いただきました銀山地区に建設する町営住宅ぎんれい36は、長年にわたり銀山地区住民や町外からの勤務者が切望してきたものであります。契約締結の決定をいただきましたので、1日も早い建設に向け、関係者とともに鋭意進めてまいり覚悟でございます。

約1週間遅れといわれております田植えも、町内一円できるよう行われてまいりました。これまでの農作業の遅れを取り戻せるような好天を心から期待する次第であります。山下議長、吉川副議長、議員の皆様、並びに中西監査委員におかれましては、どうかご自愛の上ますますのご活躍をご祈念申し上げまして、平成23年第3回仁木町議会臨時会の閉会にあたってのご挨拶といたします。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（山下敏二）お諮りします。本臨時会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により、閉会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会はこれで閉会することに決定しました。これで、本日の会議を閉じます。

平成23年第3回仁木町議会臨時会を閉会します。ご審議、大変御苦労さまでした。

**閉 会 午前11時37分**

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成23年第3回仁木町議会臨時会議決結果表

会 期 平成23年5月31日（1日間）  
（開会～午前10時30分／閉会～午前11時37分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
承認 第1号	専決処分事項の承認について 平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）	H23.5.31	承認可決
議案 第1号	仁木町税条例の一部を改正する条例制定について	H23.5.31	原案可決
議案 第2号	平成23年度ぎんれい36建設工事（A棟）（建築主体工事）請負契約締結について	H23.5.31	原案可決
議案 第3号	平成23年度ぎんれい36建設工事（A棟）（機械設備工事）請負契約締結について	H23.5.31	原案可決